

2020 教区代表者会議分科会設置規定

- 1 2020 教区代表者会議（以下、「当会議」という。）に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、当会議の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
「福音宣教」分科会	「福音宣教」に関する提言案を調査審議すること。
「平和」分科会	「平和」に関する提言案を調査審議すること。
「多文化共生」分科会	「多文化共生」に関する提言案を調査審議すること。
「協働」分科会	「協働」に関する提言案を調査審議すること。
「養成」分科会	「養成」に関する提言案を調査審議すること。

- 2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき代議員及び委員（以下、「委員等」という。）は、この規定の施行期日後、最初に開催される教区宣教司牧評議会（以下「評議会」という。）が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当会議実行委員会から評議会へ推薦し、同評議会が選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会の議決は、分科会に属する代議員の表決に応じた数の過半数で決する。
- 6 分科会は、分科会の議決により、分科会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。なお、部会座長は部会に属する委員等の互選により選任する。
- 7 分科会は、分科会の議決により、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。
- 8 オブザーバーは、分科会の調査審議に参加することができる。ただし、分科会の議決に加わることはできない。

附 則

- 1 この規定は、教区長が認可した日（2021年3月16日）から施行する。
- 2 この規定は、2020 教区代表者会議開催日もしくは会期最終日のいずれか遅い日の翌日に廃止する。
- 3 分科会での調査審議は、教区長が認可した日からおこなうものとする。
- 4 分科会に属すべき委員等を評議会が選任するまでの期間、代議員候補、オブザーバー及び当会議実行委員は暫定的に提言案の調査審議をすることができる。
- 5 本則第3項の規定にもとづき当会議実行委員会から推薦された分科会長候補は、この規定の施行期日から評議会が選任するまでの期間、暫定的に分科会の事務を掌理する。

以上